

令和7年度 山形市立第九中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の人格と命の尊厳を保持することを目的に、いじめの定義をはじめ、いじめに対する基本認識を学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者で共通に理解し、連携していく。さらに「いじめは絶対にみのがさない」の姿勢のもと、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組んでいく。

いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、校内研修や職員会議で周知したり、いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員用資料を全教職員に配布したりして、いじめの正確な認知に関する教職員間の共通理解を図る。
- ② 生徒に対して、資料を配布し、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題や命の大切さについて触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ③ 常日頃から、学級活動や道徳、教科の授業を通して、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な事例を挙げて話し合う機会を設ける。また、何がいじめなのかを学校 darüber 等で保護者にも伝え、認識を共有する。
- ④ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進め、自尊感情を損なったり、劣等感を持ったりして、生徒に無用なストレスを与えないように配慮する。
- ⑤ 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方や言葉遣いに細心の注意を払う。
- ⑥ いごこち調査やいじめアンケート、Q-Uテスト、二者面談を実施し、生徒の状態を把握する。

(2) 生徒につけたい力とその取組

① 生徒につけたい力

- ・相手の立場に立って、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・自他をかけがえのない存在として認め、お互いの命や人格を尊重する態度
- ・生徒が円滑に他者とコミュニケーションをとる力
(意見や見解の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する力や、自分の言動が相手や周りに与える影響を判断して行動する力)

- ・ストレスに適切に対処し、必要な時に他に助けを求める力
(ストレスを感じても、運動や趣味などで発散したり、誰かに相談したりするなどしてストレスを軽減させる力)
- ・個人及び集団に対する適切な評価による、自己有用感や自己肯定感

② 具体的な取組

- ・学校の教育活動全体を通じて道徳性や人権を重視すると共に、読書活動や体験活動など心を耕す教育を推進する。
- ・できる限り一人一人に配慮した分かりやすい授業づくりを推進する。
- ・一人一人が活躍できる学年集団、学級集団、部活動の集団をつくる。
- ・ボランティア活動や社会参画活動を推進し、委員会活動や係活動などで自分の役割を確実に果たし、他者の役に立っていると感じ取ることができるようする。
- ・明るく楽しい学校生活にするため、生徒会の自治的活動を重視し、現状を改善するため目標をもち主体的に取り組むことができるようする。

(3) いじめ防止のための組織（法 22 条：必置）と具体的な取組

- ① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記の関係者からなる「いじめ防止対策委員会」を置く。

○校内職員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、教育相談員、スクールカウンセラー

○校外関係者：（必要に応じて校長が人選し加える）PTA 三役幹事、学校医、地区青少年育成会代表、学校運営協議会委員

- ② 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取組を行う。

○基本方針に基づく具体的な計画の作成・実施・検証・修正等を行う。

○いじめの相談・通報の窓口として対応にあたる。

○いじめに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

○校長の判断により、必要な場合に速やかに会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針を決定する。

○対応後の継続的な指導等について、保護者と連携して組織的に取り組む。

3 未然防止、早期発見のための具体的な取組

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

①いごこち調査の実施……定期（年3回）<必要に応じて随時>

定期的な無記名式アンケート調査により、短期におけるいじめを把握し、定期的な教育相談や日常の観察による声かけを実施する。

○いじめアンケートの集計過程でいじめの認知件数が零であった場合は当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないかを確認する。

*

②Q-Uテストの実施……定期（年3回） 6月、9月、2月

③二者面談の実施……定期（年1回）<必要に応じて随時>

④教育相談委員会、主任会……隔週で開催

⑤生活ノートの活用……毎日

⑥心の天気の活用……毎日

（2）相談窓口などの組織体制

①相談カードの利用

*教育相談担当者が窓口になり、生徒が抱える悩みを相談員やスクールカウンセラーへの相談につなぐ。

②教育相談員、スクールカウンセラーによる面談

*市教育相談員……週5日、6時間勤務（予約相談・随時相談）

*県スクールカウンセラー……月2回程度（予約相談・随時相談）

③各種関係機関の紹介と広報

*山形市総合学習センター、県教育センター等生徒や保護者の悩みを受け止めてくれる機関を紹介し、学校が情報を得る機会をより多く確保する。

（3）地域や家庭との連携について

①学年・学級懇談会の機会を捉えて、保護者に対して資料を配布し『いじめ防止対策防止法』の趣旨・内容やいじめの定義等を確実に周知する。その際、基本方針に基づき本校の「学校いじめ防止基本方針」について理解を図り、協力を得る。

②折にふれて地域や家庭に対して校内の状況を正しく伝え、共通の認識をもって連絡・相談の連携協力体制を強化していく。

③ネットいじめを含めたいじめの問題について協議したり研修したりする機会を設け、地域や家庭と連携した対策を推進する。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

（1）素早い事実確認・報告・相談

①いじめの事実を発見したり通報を受けたりした場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有し、速やかに組織的な対応を検討する。

②いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止め、その後丁寧に事実を確認し、いじめた生徒及び保護者に対して適切な指導を行う。

③早期に解決が図られた場合でも、以後の生徒の安全な生活を確保するため、見守りを丁寧に行い、定期的に主任会、教育相談委員会で報告して指導の継続の有無を検討する。

④生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、生徒への聞き取りなど迅速に必要な対応をとる。

⑤いじめの対応については教頭を窓口にして山形市教育委員会にも報告し、助言をもらう体制を速やかに整える。

⑥校長は、いじめに関して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、また、いじめが犯罪行為と深く関わると判断した場合には被害生徒を徹底して守り通すという観点から関係機関と相談の上適切に対処する。

※いじめの解消は、次の二項目の要件を満たす必要がある。

①「いじめに係わる行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間(少なくとも3ヶ月以上)継続していること。

②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童生徒本人およびその保護者に面談等で確認をする。

(2) 組織的な対応

①発見、通報を受けた教職員は躊躇なく学年主任に報告し、学年主任は校長及び教頭に速やかに報告する。

②報告を受けた場合、校長は「いじめ防止対策委員会」で組織的対応を図る。

③以後、当該委員会を定期的に開催し、継続して組織的な対応を協議する。また、その経過及び結果を山形市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者にも連絡し、事後の対応にあたる。

④事案によってはPTA三役並びに当該学年部長と情報を共有して理解と協力を依頼する。

(3) 被害生徒への対応及びその保護者への支援

①いじめられた生徒から、丁寧に事実関係について聞き取りを行う。その際「あなたが悪いのではない」ことをはつきりと伝える等、自尊感情が損なわれないように留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に留意して以後の対応を行う。

②家庭訪問等により、知り得た情報はその日のうちに迅速に保護者に伝える。さらに、生徒や保護者に対しては、安全を確保することや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を軽減する。そのため、事態の状況に応じて、複数の教職員が協力して、当該生徒を見守る等、必要な対応をとる。

③被害生徒が信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、安心して学習その他の活動に取り組むことができるようとする。そのために、被害生徒と加害生徒を別室で指導する体制を整える等、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家などの協力を得る。

④いじめが一旦解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、被害生徒を取り巻く子どもたちから日常生活の中で情報を得たり、アンケートや面談の機会を生かしたりして、必要な支援を行う。

(4) 加害生徒及びその保護者への支援

①加害生徒に対しては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を毅然とした態度で行う。

②いじめがあったことが確認された場合、事実関係を丁寧に聞き取り、事実に対する保護者の理解や納得を得て、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③加害生徒に対しては、自らの行為の責任を自覚させるとともに、個々の生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達にも配慮する。また、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、関係機関との連携も含め特別な指導計画による指導を検討する。

④好意で行った行為が、意図せず相手に苦痛を感じさせてしまった場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟に指導に当たる。

(5) 集団生活充実のための指導

①直接いじめに関わらずに傍観してきた生徒に対しても、その問題を自分のこととして捉えられようとして指導する。また、生徒会の主体的な活動を促し、いじめを根絶しようとする態度を涵養させる。

②いじめは、加害生徒による被害生徒に対する形式的な謝罪のみで終わるものではなく、関係する全ての生徒間の関係を修復し、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断されるべきであることを指導する。そのために教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童生徒に対して、日常的にその特性をふまえた適切な支援・指導を組織的に行う。教育的諸課題から配慮が必要な児童生徒とは次のように定める。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- ・性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・被災児童生徒

(6) ネットいじめへの対応

①ネット上の不適切な書き込み等を発見した場合には、速やかに保護者に連絡し、保護者の責任で書き込み等を削除する等の対応を求める。

②学校としては、保護者の対応状況を確認し、必要に応じて法務局等の関係機関に働きかける措置をとる。

③SNS、携帯電話等のメールを利用したいじめなどについて、校内において情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても研修の機会を設けたり、学年や学級の懇談会及び学校だより等で情報を提供したりして積極的に理解を求めていく。

④定期的にインターネット使用の実態を調査し、状況によってネットパトロールを実施するなど、インターネット上のいじめの早期発見、早期対応に努める。

5 噫緊の重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法28条①：必置）と調査の実施(H25.11 文部科学大臣決定)

・いじめにより、生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、当該生徒が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事態と想定されるケース＞

- 生徒のいのちや身体の安全を損なう行為に及んだ場合
- 生徒の金品や財産等に重大な被害を被った場合
- 生徒が精神性の疾患を発症した場合や、通常の登校ができなくなった場合 等

＜組織の構成＞

- 校内におけるいじめ防止対策委員会を母体としつつ、弁護士、精神科医、学識経験

者、心理や福祉の専門家、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）等を中心に組織する。

（2）校内の連絡・報告体制

- ・校内における連絡・報告体制は、「学校緊急対応マニュアル」による。

（3）重大事案の報告

- ・当該調査に係る重大事案の疑いがあると認められたとき、校長は速やかに山形市教育委員会に報告する。その後、事実関係、その他の必要な情報等の調査結果もすべて報告する。

（4）外部機関との連携

- ・重大事案に係る事実関係の調査及び事後対応、マスコミ対応等については、山形市教育委員会はもとより、山形警察署、児童相談所等と連携を図って対応する。

6 外部評価等の活用

（1）学校評価の活用

- ・学校評価におけるいじめに関連すると思われる記述などについては、確実に把握し主任会や教育相談委員会等で情報を共有し速やかに対応する。また、情報提供者がわかる場合は対応の状況や結果について報告し、学校のいじめに対する姿勢を理解してもらうとともに、その後の協力をお願いする。

（2）地域や家庭との連携

- ・学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等についても伝えて、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

（3）校内におけるいじめの防止等に対するP D C Aサイクルの確立

- ・常に組織的に、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度、取組状況を生徒の視点で客観的に振り返り、改善を図っていく。
- ・定期の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

7 その他

（1）奉仕活動、社会参画活動への取り組みの充実

- ・地域行事やスポーツイベント、奉仕活動等への積極的参加を通して、生徒の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの未然防止に努める。

（2）校務の効率化

- ・教師が生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んで行くことができるようになるため、組織的体制の整備や強化に努め、校務の効率化を推進し時間を確保する。